

南房総市宿泊税（案）のパブリックコメント実施結果

市民生活部税務課

1 目的

南房総市宿泊税（案）について広く意見を募集し税制度設計及び使途の参考とするため、パブリックコメントを実施しました。

2 実施期間

令和８年６月２６日（金）から令和８年７月２７日（月）までの３２日間

3 周知方法

- (1) 市ホームページに掲載
- (2) 市役所本庁舎、朝夷行政センター及び各地域センターで閲覧の実施

4 意見の提出状況

意見の提出者数 6 人

意見の件数 1 0 件

5 意見の概要と意見に対する考え方

別紙のとおり

意見の内容	意見に対する考え方
1. 宿泊税は観光客の減少を招き、市の目的と矛盾する 市は宿泊税の目的として「観光客の増加」「地域経済の活性化」を掲げていますが、南房総市のみが宿泊税を導入することは、近隣自治体との競争力低下を招きます。 館山市・鴨川市・鋸南町など、周辺地域はいずれも宿泊税を導入しておらず、南房総市だけが1人1泊200円の追加負担を求めることは、宿泊先の選択において不利に働く可能性が高いと考えます。 市の資料にも「宿泊客流出対策費」が計上されており、市自身が流出リスクを認めている点は重大です。 目的と手段が整合していないため、現状の制度設計には賛同できません。	1. 宿泊税の導入にあたっては、近隣市町(館山市、鴨川市、鋸南町)は県150円に独自に150円を上乗せし計300円とする方針です。 本市は観光客の流出や経済への影響を考慮し、上乗せ額を近隣より低い50円(計200円)とする方針のため、本市の導入により競争力が低下することはないと考えております。 また、全国の先行事例で深刻な客数減少は確認されていませんが、本市は学生の合宿利用が多いという地域特性がございます。 「宿泊客流出対策費」は、こうした合宿層の流出を未然に防ぐとともに、さらなる合宿利用を促進し、他市町への優位性を高める「積極的な施策」として計上したものです。 引き続き、本税の目的に沿うよう、丁寧な制度構築に努めてまいります。
2. 税の使途が抽象的で、効果検証の仕組みが示されていない 宿泊税の使途として示されている内容は、「魅力ある観光地の創造」「情報発信」「花畑の再生」など、いずれも抽象的で、具体的な効果や費用対効果が明確ではありません。 また、 ・どの事業にいくら配分するのか ・施策の成果をどのように評価するのか	2. 市では、宿泊税を導入して新たな観光振興施策を実施し、市内の各観光地の魅力を向上させ、国内外の旅行者に選ばれるような目的の地としていきたいと考えています。 使途につきましては、今後策定予定の「南房総市観光振興計画」における施策の方向性を踏まえながら、宿泊税導入前までに具体的な事業を立案してまいります。 事業の立案に当たっては、使途の検討及び

意見の内容	意見に対する考え方
・効果が出なかった場合の見直し方法といった重要な点が示されていません。 税を新設する以上、透明性と説明責任は不可欠であり、現状の情報では判断材料が不足しています。	検証等を行う組織体が設置されており、当該組織体には宿泊事業者や交通事業者の方にも参画していただいております。 いただいたご意見を参考に検討を深めてまいります。 また、当該組織体により、施策の成果を評価し、見直しを毎年度実施してまいります。
3. 小規模宿泊事業者への負担が大きく、地域経済に悪影響を及ぼす 南房総市には小規模な宿泊施設が多く、宿泊税の徴収・管理・申告・納付といった事務作業は、事業者にとって大きな負担となります。 市は特別徴収義務者への報酬を設けていますが、市内の施設数を考えると、実質的な補填としては不十分です。 観光業は市の重要な産業であり、事業者の負担増は地域経済全体に悪影響を及ぼすと考えます。	3. 小規模宿泊事業者の皆様にとって、新たな事務作業が負担となることは、市としても認識しております。 この負担を少しでも軽減するため、宿泊税の申告納入は千葉県が県・市分を一括して受け付け、県によるマニュアル整備等を通じて事務の効率化を図ってまいります。 本市は深刻な人口減少に直面しており、観光業の振興が不可欠です。 お預かりした税を観光地の魅力向上に活用し、宿泊客の増加を通じて事業者の皆様の収益向上と市内経済の活性化という好循環を生み出す安定財源となることを目指してまいります。

意見の内容	意見に対する考え方
4. 南房総市の今後の観光資源への維持もしくは安全確保や魅力発信などを考えると一般客だけではなく、学生など区別せずに宿泊した方から宿泊税を徴収することが望ましいと思います。	4. 教育旅行や部活動等に伴う宿泊については、学習指導要領等における位置づけなどを踏まえた公益性の観点から、千葉県と歩調を合わせ本市でも課税免除とする方針です。 仮に市独自に徴収対象とした場合、宿泊事業者は県税分と市税分で異なる処理を行うことになり、現場の徴収事務が非常に複雑化してしまうことが考えられます。
5. 現状の南房総市は合併特例債の恩恵を受け財政的には恵まれています、交付税等の依存財源により運営されています。 財政力指数は同規模市と比較しても低いことから、今後の観光振興予算を確保することは課題です。 又、高齢化率も50%に迫っており、年少人口も年々減少していることから、まちづくりの根本を見直す時期です。 このことから、成田空港、羽田空港からのアクセスを向上させ、外国人材の活用やインバウンド観光の推進を図る必要があります。 これらを推進するため専門の人材を配置した「観光地域づくり法人」の更なる飛躍を促すため、宿泊税の使途を決めていく必要があります。 ①徴収条例の制定に併せ使途条例の制定も行う事。 ②将来的に定額（50円/泊）の徴収基準を定率に見直し教育旅行からも徴収する。	5. 本市の現状を見据えた持続可能な観光振興は重要であると認識しております。 宿泊税の効果的な活用により、宿泊客の増加と市内経済の好循環を目指すため、ご提案いただいた内容も含め、具体的な使途について関連事業者等と協議・検討してまいります。 ①宿泊税の使途につきましては、令和10年9月の宿泊税導入に向けて、社会情勢や観光ニーズの変化に応じて、具体的な使途を定めるとともに、毎年使途の成果を検証し、見直しを行っていくため、却って条例で具体的な使途を定めてしまうと社会情勢や観光ニーズの変化に柔軟に対応しにくくなり、過度に将来を縛ってしまうおそれがあります。 一方で、条例で定める使途が抽象的である場合、解釈できる使途の範囲は非常に広範となり、そうした広範な解釈ができる条例の記載をもって、使途が限定されていると期待することは難しいと思われます。

意見の内容	意見に対する考え方
③地域づくり法人（DMO）の人件費助成と人材育成経費の拡充 ④観光関連事業者の雇用創出を促すための経費 ⑤観光客と市民が共に快適に感じる空間創り予算の確保 ・ 県道、市道の路肩除草及び堆積物の撤去、木枝の撤去 ・ 道路区画線が常にきれいに引かれている（交通安全対策）	そのため、使途条例の制定につきましては、先行自治体の使途条例を参考に必要性を含めて検討してまいります。 ②事業者の事務負担や県が市分も含めて申告納入等を受け付ける仕組みによる効率化を優先し、定額制といたしました。 また、教育旅行等の宿泊は学習指導要領等における位置づけなどを踏まえた公益性の観点から、県と同様に課税免除といたします。 導入後の運用状況を注視し、必要に応じて制度の見直しを検討いたします。 ③地域づくり法人（DMO）の人件費助成と人材育成経費の拡充につきましては、千葉県が宿泊税の使途のイメージとして、DMO・観光協会・観光事業者向けの機能高度化支援を想定しているところです。 ④観光関連事業者の雇用創出を促すための経費につきましては、千葉県が宿泊税の使途のイメージとして、宿泊事業者向けの人材確保・育成・定着支援を想定しているところです。 ⑤観光客と市民が快適に感じる空間創り予算の確保として記載の県道、市道の路肩除草及び堆積物の撤去、木枝の撤去、また、道路区画線が常にきれいに引かれている（交通安全対策）につきましては、道路管理者と協議しながら、必要に応じて宿泊税の充当を検討

意見の内容	意見に対する考え方
	してまいります。
6. 徴収額や徴収方法について 宿泊税は、県の分も含めて定率制が望ましいと思います。 徴収方法としては、宿泊収入（教育旅行などは除いて）に対してとなると思うので、事業者も計算しやすくなると思います。 県のほうでどうしても定額制というのであると、再度人数に換算してから市より県へ支払う事となるかもしれないので、少し手間かもしれません。 ですので、本当は県のほうも定率制がよいと思います。（そのようにすれば、事業者も両方に払わなくてもよくなるのかも、とも思います。） 理由は、お客様に対しての公平性もあるし、金額的にもわかりやすいと思うからです。	6. 定率制を採用した場合、宿泊料金から食事代や消費税等を除外して算出する必要があり、却って宿泊事業者の事務負担が増加する懸念がございます。 また、本市では事業者の負担軽減のため、県が市分も含めて申告納入等を受け付ける仕組みを検討しております。 県が定額制を予定する中で市が定率制を採用すると、徴収事務が著しく複雑化してしまうため、総合的に判断し定額制といたしました。
7. 使途について ・現在、高速バス等が館山や枇杷倶楽部まで来ているにも関わらず、地元の交通網が足りていません。観光の側面から見ると、路線バスはあっても接続が悪く、タクシーしか手段がない場合も多いが、台数も少なく、クレジットカードが使えなかったりします。 例えば、道の駅周遊バスを走らせることに使ってみてはどうでしょうか。（これは道の駅に行きたい人の為だけではなく、食事をす	7. 地域住民や来訪者等への二次交通の利便性確保が重要な課題であると認識しております。 そのため、鉄道駅や道の駅等を公共交通結末点として位置づけ、効果的な利用方法を交通事業者等と協議し、宿泊税を利用し、拠点機能の強化による公共交通の利便性を図りたいと考えております。 また、有識者、交通事業者、宿泊事業者等で構成する検証組織により、宿泊税の使途に

意見の内容	意見に対する考え方
る場所に困っている観光客や、観光地を巡りたいけど自家用車はないので公共交通機関で巡りたいという思いをかなえる事ができると思います)これには維持費もかかっているので、毎年入る宿泊税収入を使っていくには良いと思います。 バスを作っただけではなくて、毎年良い方向へ改善していく必要があります。 ・実際に現在も各事業所は独自で工夫を凝らして頑張っているのですが、それをまとめる組織づくりも必要だと思います。各事業者が市全体を盛り上げることに高い意識をもっていただいたら、個々の力が一つの大きな力になり、市そのものがよくなっていくと存じます。	よる施策の成果及び見直しを毎年度実施し、観光振興の促進を図ってまいります。
８．２０２２年から宿泊税の導入について協議を開始し、検討委員会の設置や先進地視察など、長年にわたりご尽力いただきましたことに敬意を表します。 一方、検討開始当時と比較すると、物価や人件費の上昇、旅行形態の変化など、観光を取り巻く環境は大きく変化しています。 宿泊税が、単なる財源確保ではなく、南房総市の観光と地域社会を持続可能にするための投資財源となることを期待し、以下を要望します。 ①宿泊料金に占める税負担の公平性を考慮し、定額制だけでなく、定率制についても比	８．目まぐるしく変化する経済環境の中、ご指摘のとおり、当初検討した使途につきましても物価や人件費の高騰に合わせ、柔軟に対応していくことは重要であると考えております。 宿泊税につきましては、単なる財源確保ではなく、本市の観光と地域社会を持続可能にするための投資財源としてしっかりと活用してまいります。 ①事業者の事務負担や県が市分も含めて申告納入等を受け付ける仕組みによる効率化を優先し、定額制といたしました。 いただいたご意見も踏まえ、導入後は実際

意見の内容	意見に対する考え方
較検討。 ② 宿泊税の使途、意思決定の方法、成果の検証及び情報公開について、条例、基金又は使途方針等により明記。 北海道倶知安町の宿泊税制度やガバナンスの事例を参考に、制度設計及び使途のあり方について検討してください。 参考資料として、公益財団法人日本交通公社『観光文化』第261号を確認してください。 ③ 観光人財の採用、育成及び継続的な雇用にも活用できる制度としてください。 特に、データ分析、マーケティング、商品造成、営業、インバウンド対応等を担う専門人財が必要です。 ④ 個々の宿泊施設への500万円の支援は、地域全体の宿泊需要を生み出す共通基盤への投資を重視してください。 例えば、体育施設への空調設備の整備は、夏季のスポーツ大会、合宿及び教育旅行の誘致につながります。 また、災害時には避難所環境の改善にも寄与し、観光客と地域住民の双方に効果があります。2025年7月末のカムチャツカ半島付近を震源とする地震に伴う津波警報では、猛暑の中、避難所の空調環境が課題となりました。 天災が多発化する中、地域住民を「守る」	の運用状況を注視し、必要に応じて制度の見直しを検討してまいります。 ② 先行事例や文献を参考にするとともに、有識者、交通事業者、宿泊事業者等で構成する検証組織により、制度設計及び使途のあり方について検討してまいります。 また、北海道倶知安町の事例を参考に、DMO（観光地域づくり法人）とも調整を図ってまいりたいと思います。 ③ 千葉県は宿泊税の使途のイメージとして、宿泊事業者向けの人材確保・育成・定着支援を想定しているところです。 ④ 体育施設を含む宿泊施設への支援につきましては、各種大会や合宿、教育旅行の誘致に繋がり、また、災害時の避難所として、施設の環境向上にも寄与すると認識しております。 千葉県は宿泊税の使途のイメージとして、合宿等団体旅行受入環境整備支援を想定しているところであり、県における事業の詳細に関する検討状況を踏まえながら、検討してまいります。 ⑤ 宿泊税の具体的な使途につきましては、地域の観光ニーズに即したものであるべきと認識しておりますので、地域の有識者、交通事業者、宿泊事業者等で構成する検証組織により、制度設計及び使途のあり方について検討してまいります。

意見の内容	意見に対する考え方
役割の一部を宿泊税が担うことも検討してください。 ⑤ 宿泊税の使途や運用を検討する際には、観光財源に精通した専門家を招聘してください。 例えば、セントラルフロリダ大学の原忠之先生は、宿泊税、観光財源及びDMOを専門とされています。 https://corp.yamatogokoro.jp/works/363	ご提案いただきました専門家の招聘につきましては、必要に応じて検討させていただきます。
9. 「ふるさと住民登録制度」関連の活動に対する配慮 【質問の背景】 今年度2026年度から、国は「ふるさと住民登録制度」を始動させています。関係人口を地方活性化の起爆剤として期待しているところです。 今後関係人口の拡大策として様々なアイデアを出して活動したいと思っています。 しかしながら、南房総市および千葉県のホテル税に關しての資料には「関係人口」については触れられていないようなので「関係人口」の地域での立ち位置（住民 or 観光客）が不明確で宿泊に關しても宿泊税の適用有無が不明です。 【質問】 ①「ふるさと住民登録制度」の推進について、南房総市として、どのような取り組み方を考えているのか。	9. 【質問】 ①②「ふるさと住民登録制度」の活用や「関係人口」の創出につきましては、本市にとっても大変重要な課題と認識しております。 しかしながら、今回のパブリックコメントはあくまで「南房総市宿泊税（案）」を対象として意見募集を行っているものです。 そのため、宿泊税の使途・制度設計に直接関係しない施策等につきましては、ここでの回答は差し控えさせていただきます。 何卒ご理解くださいますようお願いいたします。 【質問③④】 宿泊税は、原則として旅館業法や住宅宿泊事業法に規定する施設での宿泊料金を伴う宿泊を課税対象としています。 したがって、宿泊料金が発生しない宿泊は宿泊税の課税対象となりません。 また、先行自治体では、宿泊税の課税対象

意見の内容	意見に対する考え方
②「関係人口」創出についての取り組み方の基本的な考えは？ ③その上で、「宿泊税」の方針、とくに課税対象と条件を具体的に教えてください。 【意見】 「関係人口」創出の活動では、現在の「旅館業法」や「住宅宿泊事業法」の定義で、宿泊税の課税/非課税の仕訳にグレーゾーンが広がっているように思います。 具体例を一例挙げれば、 ア．関係人口が日帰りのイベントに参加して主催者が用意した居住等の施設を休憩/待機等で利用した場合 また、今後の「関係人口」創出の事業として イ．地域に関わってくれる関係人口に「ふるさと納税」に類するサブスク会費を徴収のようなアイデアも容易に実現化されていくと考えられます。 【質問】 ④地域に関わってくれる関係人口に「ふるさと納税」に類するサブスク会費を徴収している場合、当該イベントでは宿泊料に該当する支払や条件が発生しないのであれば、施設利用は宿泊に該当しないと理解してよいのか？ 【要望】 宿泊と非宿泊を線引きする基準は何になるのか？明確にしておいて欲しい。	とする「宿泊」の基準を ・ 宿泊契約として取り扱う場合 ・ 宿泊契約以外の場合で日をまたぐ6時間以上の利用がある場合 とすることが多い傾向で、千葉県において先行自治体を参考に検討していると承知しています。 定額の会費を支払って宿泊する場合など、具体的な事務につきましては、千葉県において特別徴収事務に係る手引等に分かりやすく記載し、来年度、特別徴収事務に係る説明会を実施予定と伺っております。

意見の内容	意見に対する考え方
10. 南房総市宿泊税の課税額300円の提案-税額を200円に留めるリスクとデメリット a) 訪問観光客アンケート結果を根拠にした税額の妥当性について 市の検討委員会で行った観光客アンケートのデータを観光客抵抗感の有無という視点でまとめ直してみました。 200円と300円とで比率が逆転しています。300円ではなく、200円に徴収税額を設定したのは、アンケート結果を忠実に反映させた合理的な判断だと思います。 b) 税額200円設定の不安材料 妥当性はあるようですが、以下の2点が懸念されます。 ①今後想定される「物価高騰」により、南房総市が宿泊税を財源にして予定している観光施策-観光振興に通じる地域活性化が停滞するリスクがある。 ②今後想定される「物価高騰」への対応策「税額更新-値上げ」の難しさ *「値上げ」に対する観光客の反発 *近隣自治体との比較・評価 →隣接市と同水準に上げること自体でハードを背負う c) 観光客の宿泊税使途についての納得感 -市検討委員会アンケート結果- 以上の観点から、導入時から徴税金額は3	10. 税額を300円に設定すべきとのご提案や、物価高騰、将来的な税額見直しの難しさといったリスクに関するご懸念について、詳細な分析をいただきました。 本市の税額案200円（県150円、市50円）につきましては、検討委員会での議論をはじめ、観光需要への影響、事業者の徴収事務負担、千葉県が検討中の宿泊税の動向などを総合的に勘案して設定したものです。 導入後は、宿泊税を財源とした施策の成果をしっかりと示すとともに、今後の社会情勢や観光動向を継続的に検証し、将来的な制度や税額の見直しにつきましても適切に判断してまいります。

意見の内容	意見に対する考え方
〇〇円に設定したほうが長い目でみてデメリットやリスクが少ないと考えます。	